

平成 31 年 3 月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第 11 号	議案名	琴浦町交通安全指導員条例の一部改正について		
目 的	交通安全指導員の任命に係る年齢要件について、人材確保の観点から所要の改正を行うもの。また、会計年度任用職員制度への移行に備え、任期を 2 年から 1 年に改正するもの。				
内 容	<p>1 概要</p> <p>(1) 任命要件について  現行の年齢要件に加え、70 歳以上であっても継続して能力や経験を生かし、交通安全指導員として従事することが出来るよう、所要の改正を行うもの。併せて 20 歳以上となっている下限年齢についても、選挙権年齢や普通自動車免許の取得が可能となる年齢等に鑑み、20 歳以上から 18 歳以上へ改正を行う。</p> <p>(2) 任期について  平成 31 年 4 月から 2 年任期で任用を行うと会計年度任用職員制度開始の平成 32 年(2020 年) 4 月 1 日を跨ぐ形となるため、任期を 2 年から 1 年へ改正するもの。</p> <p>2 経過措置  現に任命されている交通安全指導員の任期(平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年(2020 年) 3 月 31 日まで)については、従前の例によるものとする。</p>				
補足事項	施行日 平成 31 年 4 月 1 日				